

優良木質建材等認証 規程類の改正について

優良木質建材等認証（AQ）では、平成30年6月25日付で規程類を改正いたしました。

1. 改正した規程類

- (1) 認証対象品目一覧
- (2) 優良木質建材等品質性能評価基準
- (3) 優良木質建材等認証審査要領
- (4) 優良木質建材等認証手数料規定

2. 主な改正内容

- (1) 新規品目「P-1 防腐・防蟻処理直交集成板」の追加

(担当：認証部 佐野)

認証対象品目一覧 改正案新旧対照表 (下線部分は改正部分)

新					旧				
HW-AQ002-2018					HW-AQ002-2015				
認証対象品目一覧					認証対象品目一覧				
この一覧は、優良木質建材等認証規程 (HW-AQ001-2015 (以下「規程」という。)) 第3条の規定に基づき、 認証の対象とする品目を示すものである。					この一覧は、優良木質建材等認証規程 (HW-AQ001-2015 (以下「規程」という。)) 第3条の規定に基づき、 認証の対象とする品目を示すものである。				
分類	記号	対象品目名称	対象となる建材の範囲	認証区分	分類	記号	対象品目名称	対象となる建材の範囲	認証区分
A～N (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	A～N (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
<u>P 防腐・防蟻 処理直交集 成板</u>	<u>P-1</u>	<u>防腐・防蟻処理 直交集成板</u>	<u>直交集成板 (完成品) に、別途指定す る薬剤を用いて加圧処理法により防腐・ 防蟻処理を施した製品</u>	<u>防腐・防蟻性能 (2種)</u>	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)
X (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	X (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
制定	平成16年 6月15日	住木技発16第114号			制定	平成16年 6月15日	住木技発16第114号		
改正	平成16年11月 1日	住木技発16第227号			改正	平成16年11月 1日	住木技発16第227号		
改正	平成17年12月 1日	住木技発17第283号			改正	平成17年12月 1日	住木技発17第283号		
改正	平成19年 5月17日	住木技発19第146号			改正	平成19年 5月17日	住木技発19第146号		
改正	平成19年 6月11日	住木技発19第176号			改正	平成19年 6月11日	住木技発19第176号		
改正	平成21年 5月15日	住木技発21第294号			改正	平成21年 5月15日	住木技発21第294号		
改正	平成24年10月15日	住木認発24第111号			改正	平成24年10月15日	住木認発24第111号		
改正	平成25年 4月16日	住木認発25第 38号			改正	平成25年 4月16日	住木認発25第 38号		
改正	平成26年 2月13日	住木認発26第 14号			改正	平成26年 2月13日	住木認発26第 14号		
改正	平成27年 6月 4日	住木認発27第 83号			改正	平成27年 6月 4日	住木認発27第 83号		
改正	平成30年 6月25日	住木認発30第103号			改正	平成27年 6月 4日	住木認発27第 83号		

新	旧																												
<p>P-1 防腐・防蟻処理直交集成板</p> <p>1. 対象となる建材の範囲</p> <p>直交集成板（完成品）に、別途指定する薬剤を用いて加圧処理法により防腐・防蟻処理を施した製品。 使用する直交集成板は、<u>JAS 認証品に限る。</u></p> <p>指定薬剤</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>有効成分</th> <th>AQ表示</th> <th>保存協会 認定番号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第四級アンモニウム化合物系</td> <td>DDAC</td> <td>AAC-1</td> <td>A-5056 A-5216</td> </tr> <tr> <td>アゾール・ネオニコチノイド化合物系</td> <td>シプロコナゾール、イダクプロリド</td> <td>AZN</td> <td>A-5464</td> </tr> </tbody> </table> <p>注：使用する薬剤は、公益社団法人日本木材保存協会の認定薬剤等に限る。</p> <p>2. 対象となる建材を製造するために必要な技術者</p> <p>① 品質管理責任者、格付責任者又は格付担当者（保存処理）（1名以上） ② 木材乾燥士又は針葉樹製材乾燥技術者研修修了者（合格者）（1名以上） ③ 木材保存士（1名以上） ④ 木材接着士（1名以上）ただし、認証取得者が直交集成板の製造を行わない場合はこの限りではない。 また、木材接着士がやむを得ず不在の場合にあつては、定期的（1回/月）に木材接着士の資格をもつ接着剤製造業者の指導を受けること。</p> <p>3. 試験・検査項目</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>試験項目</th> <th>性能区分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 防腐・防蟻処理試験</td> <td rowspan="7">2種</td> </tr> <tr> <td>2 浸せき剥離試験（3と対で行う）</td> </tr> <tr> <td>3 煮沸剥離試験（2と対で行う）</td> </tr> <tr> <td>4 減圧加圧剥離試験（2及び3との択一）</td> </tr> <tr> <td>5 ブロックせん断試験</td> </tr> <tr> <td>6 含水率試験</td> </tr> <tr> <td>7 曲げ試験</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1"> <thead> <tr> <th>検査項目</th> <th>性能区分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 寸法測定</td> <td></td> </tr> <tr> <td>2 材面、木口面及び側面の品質</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	種類	有効成分	AQ表示	保存協会 認定番号	第四級アンモニウム化合物系	DDAC	AAC-1	A-5056 A-5216	アゾール・ネオニコチノイド化合物系	シプロコナゾール、イダクプロリド	AZN	A-5464	試験項目	性能区分	1 防腐・防蟻処理試験	2種	2 浸せき剥離試験（3と対で行う）	3 煮沸剥離試験（2と対で行う）	4 減圧加圧剥離試験（2及び3との択一）	5 ブロックせん断試験	6 含水率試験	7 曲げ試験	検査項目	性能区分	1 寸法測定		2 材面、木口面及び側面の品質		<p>(新設)</p>
種類	有効成分	AQ表示	保存協会 認定番号																										
第四級アンモニウム化合物系	DDAC	AAC-1	A-5056 A-5216																										
アゾール・ネオニコチノイド化合物系	シプロコナゾール、イダクプロリド	AZN	A-5464																										
試験項目	性能区分																												
1 防腐・防蟻処理試験	2種																												
2 浸せき剥離試験（3と対で行う）																													
3 煮沸剥離試験（2と対で行う）																													
4 減圧加圧剥離試験（2及び3との択一）																													
5 ブロックせん断試験																													
6 含水率試験																													
7 曲げ試験																													
検査項目	性能区分																												
1 寸法測定																													
2 材面、木口面及び側面の品質																													

4. 試験・検査の方法及び判定基準

試験項目	防腐・防蟻処理試験	
試料の抽出	1 荷口から下表の左欄に掲げる防腐・防蟻を施した直交集成板の枚数に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる枚数の試料材を任意に抽出する。	
	荷口の直交集成板の枚数	試料の枚数
	1,000 以下	2
	1,001 以上 2,000 以下	3
	2,001 以上 3,000 以下	4
3,001 以上	5	
試験片の作製	別に定める防腐・防蟻処理試験の試験方法による。	
試験方法	別に定める防腐・防蟻処理試験の試験方法による。	
判定基準	1. 浸潤度 断面積の 80%以上で、かつ、材面から深さ 10mm までの部分の 80%以上であること。 2. 吸収量 別表による。	
備考		

別表 防腐・防蟻処理試験の吸収量判定基準

種類	AQ表示	分析成分	吸収量 (kg/m ³)
			2種
第四級アンモニウム化合物系	AAC-1	DDAC として	4.5 以上
アゾール・ネオニコチノイド化合物系	AZN	シプロコナゾール・イマダプロリト [®] として	0.15 以上

試験項目	浸せき剥離試験
試料の抽出	防腐・防蟻処理試験と同じ。
試験片の作製	直交集成板の JAS に定める浸せき剥離試験の試験片の作製による。
試験方法	直交集成板の JAS に定める浸せき剥離試験の方法による。
判定基準	直交集成板の JAS に定める接着の程度の基準による。
備考	煮沸剥離試験と対で行う。

試験項目	煮沸剥離試験
試料の抽出	防腐・防蟻処理試験と同じ。
試験片の作製	直交集成板の JAS に定める煮沸剥離試験の試験片の作製による。

試験方法	直交集成板の JAS に定める煮沸剥離試験の方法による。		
判定基準	直交集成板の JAS に定める接着の程度の基準による。		
備考	浸せき剥離試験と対で行う。		
試験項目	減圧加圧剥離試験		
試料の抽出	防腐・防蟻処理試験と同じ。		
試験片の作製	直交集成板の JAS に定める減圧加圧剥離試験の試験片の作製による。		
試験方法	直交集成板の JAS に定める減圧加圧剥離試験の方法による。		
判定基準	直交集成板の JAS に定める接着の程度の基準による。		
備考	浸せき剥離試験及び煮沸剥離試験との択一で行う。		
試験項目	ブロックせん断試験		
試料の抽出	防腐・防蟻処理試験と同じ。		
試験片の作製	直交集成板の JAS に定めるブロックせん断試験の試験片の作製による。		
試験方法	直交集成板の JAS に定めるブロックせん断試験の方法による。		
判定基準	直交集成板の JAS に定める接着の程度の基準による。		
備考			
試験項目	含水率試験		
試料の抽出	防腐・防蟻処理試験と同じ。		
試験片の作製	直交集成板の JAS に定める含水率試験の試験片の作製による。		
試験方法	直交集成板の JAS に定める含水率試験の方法による。		
判定基準	直交集成板の JAS に定める含水率の基準による。		
備考			
試験項目	曲げ試験		
試料の抽出	防腐・防蟻処理試験と同じ。		
試験片の作製	直交集成板の JAS に定める曲げ試験の試験片の採取による。		
試験方法	直交集成板の JAS に定める曲げ試験の方法による。		
判定基準	直交集成板の JAS に定める曲げ性能の基準による。		
備考	A 種構成であって曲げ試験を行った旨の表示をしてあるものに限らず、全ての製品を対象とする。		
検査項目	寸法測定		

試料の抽出	防腐・防蟻処理試験と同じ。
検査方法	直交集成板の JAS に定める寸法の測定方法による。
判定基準	直交集成板の JAS に定める寸法の基準による。
備考	

検査項目	材面、木口面及び側面の品質	
試料の抽出	防腐・防蟻処理試験と同じ。	
検査方法	目視により判定する。	
判定基準	次の基準を満たすこと。	
	割れ	利用上支障のないこと。
	接着層	接着層（材を接着した面をいう。幅方向の接着にあっては小角材の幅方向の接着及び幅はぎ評価プライにおける幅方向の接着に限る。）全体が一様に接着されているものであること。
備考		

別記 防腐・防蟻処理試験の試験方法

(略)

試験片の採取

(略)

[防腐・防蟻処理直交集成板の試験片の採取]

各試料直交集成板の中央から、厚さをそのままに幅 150mm 長さ 150mm の試験片を 1 個採取する。

(略)

浸潤度の計算

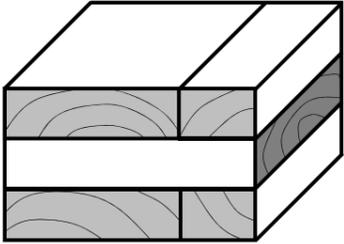
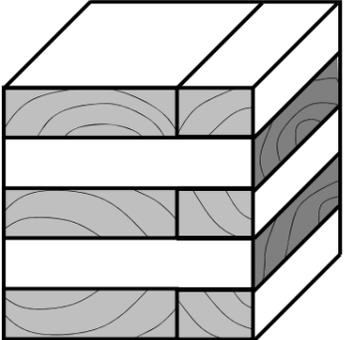
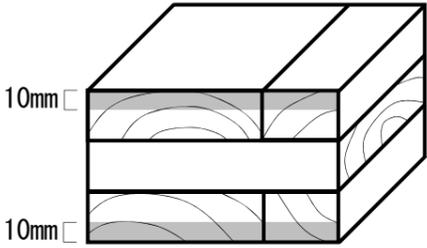
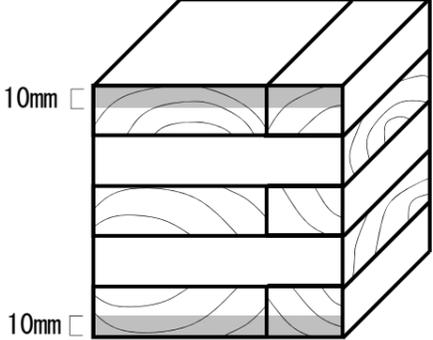
(略)

[防腐・防蟻処理直交集成板の浸潤度試験]

試験片に含有される薬剤を呈色させる。試験は、試験片の外層が木口面となる切断面を対象とする。ただし、直交層の浸潤度は、外層が木口面とならない切断面の直交層の浸潤を試験対象面の直交層の浸潤に置き換える（下表参照）。

表 防腐・防蟻処理直交集成板の浸潤度試験

	3 層 3 プライ	5 層 5 プライ
--	-----------	-----------

断面積の 浸潤度		
材の表面 から深さ 10mm まで の浸潤度		

浸潤度は次式により算出する。

$$\text{断面積の浸潤度}(\%) = \frac{\text{試験片の切断面の呈色面積}(\text{mm}^2)}{\text{試験片の切断面の面積}(\text{mm}^2)}$$

$$\text{材の表面から深さ 10mm までの浸潤度}(\%) = \frac{\text{試験片の材の表面から深さ 10mm までの呈色面積}(\text{mm}^2)}{\text{試験片の材の表面から深さ 10mm までの面積}(\text{mm}^2)}$$

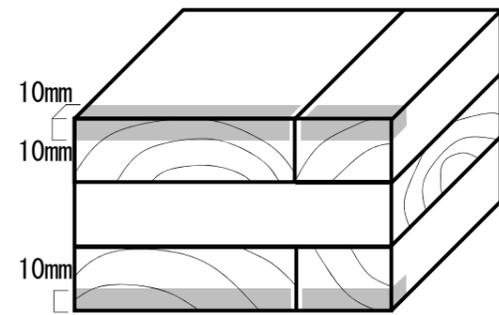
(略)

薬剤の定量方法

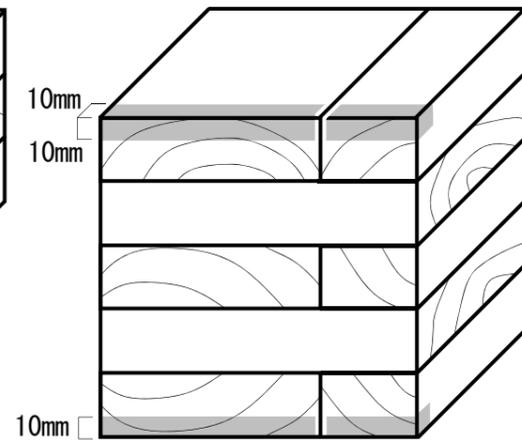
(略)

[防腐・防蟻処理直交集成板の試料木片の採取]

試験片の材面から深さ 10mm までの部分（下図に示す部分）から節及び接着層を避けて木片を採取し、これを試料木片とする。試料木片を細かく砕いたものを分析試料とする。



3層3プライ



5層5プライ

図 試料木片採取位置

(略)

優良木質建材等認証審査要領 改正案新旧対照表 (下線部分は改正部分)

新	旧
<u>HW-AQ007-2018</u>	<u>HW-AQ007-2015</u>
優良木質建材等認証審査要領	優良木質建材等認証審査要領
1 趣旨 (略)	1 趣旨 (略)
2 本要領の基本的活用方針 (略)	2 本要領の基本的活用方針 (略)
3 審査の観点 (略)	3 審査の観点 (略)
4 審査の手順 (略)	4 審査の手順 (略)
5 製品の品質に関する審査 (略)	5 製品の品質に関する審査 (略)
6 生産体制の品質に関する審査 (略)	6 生産体制の品質に関する審査 (略)
7 供給体制の品質に関する審査 (略)	7 供給体制の品質に関する審査 (略)
8 工場実地調査 (略)	8 工場実地調査 (略)
9 審査報告書 (略)	9 審査報告書 (略)
制定 平成16年 6月15日 住木技発16第114号	制定 平成16年 6月15日 住木技発16第114号
改正 平成16年11月 1日 住木技発16第227号	改正 平成16年11月 1日 住木技発16第227号
改正 平成17年12月 1日 住木技発17第283号	改正 平成17年12月 1日 住木技発17第283号
改正 平成19年 5月17日 住木技発19第146号	改正 平成19年 5月17日 住木技発19第146号
改正 平成19年 6月11日 住木技発19第176号	改正 平成19年 6月11日 住木技発19第176号
改正 平成24年 4月20日 住木認発24第 42号	改正 平成24年 4月20日 住木認発24第 42号
改正 平成24年10月15日 住木認発24第111号	改正 平成24年10月15日 住木認発24第111号
改正 平成25年 4月16日 住木認発25第 38号	改正 平成25年 4月16日 住木認発25第 38号
改正 平成26年 2月28日 住木認発26第 14号	改正 平成26年 2月28日 住木認発26第 14号
改正 平成27年 6月 4日 住木認発27第 83号	改正 平成27年 6月 4日 住木認発27第 83号
改正 平成30年 6月25日 住木認発30第103号	改正 平成27年 6月 4日 住木認発27第 83号

別表1 責任者、有資格者配置

記号	対象品目名称	責任者、有資格者配置
A-1～ N-2(略)	(略)	(略)
P-1	防腐・防蟻処理直交集成板	① 品質管理責任者、格付責任者又は格付担当者(保存処理) (1名以上) ② 木材乾燥士又は針葉樹製材乾燥技術者研修(住木センタ ー主催)合格修了者(1名以上) ③ 木材保存士(1名以上) ④ 木材接着士(1名以上)ただし、木材接着士がやむを得 ず不在の場合にあっては、定期的(1回/月)に木材接着 士の資格をもつ接着剤製造業者の指導を受けること。
X-1(略)	(略)	(略)

別表1 責任者、有資格者配置

記号	対象品目名称	責任者、有資格者配置
A-1～ N-2(略)	(略)	(略)
(新設)	(新設)	(新設)
X-1(略)	(略)	(略)

優良木質建材等認証手数料規定 改正案新旧対照表 (下線部分は改正部分)

新	旧
<u>HW-AQ008-2018</u>	<u>HW-AQ008-2015</u>
優良木質建材等認証手数料規定	優良木質建材等認証手数料規定
1 趣旨 (略)	1 趣旨 (略)
2 用語の定義 (略)	2 用語の定義 (略)
3 新規及び更新手数料 (略)	3 新規及び更新手数料 (略)
4 変更手数料 (略)	4 変更手数料 (略)
5 認証書の再交付 (略)	5 認証書の再交付 (略)
6 工場実地調査のために当該工場へ赴く旅費の取り扱い (略)	6 工場実地調査のために当該工場へ赴く旅費の取り扱い (略)
7 認証対象品目並びに品質性能評価基準の事前申請手数料 (略)	7 認証対象品目並びに品質性能評価基準の事前申請手数料 (略)
(付則) (略)	(付則) (略)
制定 平成 9年 6月10日 住木技発 9第 75号	制定 平成 9年 6月10日 住木技発 9第 75号
改正 平成14年10月 7日 住木技発14第202号	改正 平成14年10月 7日 住木技発14第202号
改正 平成16年 6月15日 住木技発16第114号	改正 平成16年 6月15日 住木技発16第114号
改正 平成16年11月 1日 住木技発16第227号	改正 平成16年11月 1日 住木技発16第227号
改正 平成17年12月 1日 住木技発17第293号	改正 平成17年12月 1日 住木技発17第293号
改正 平成18年 6月27日 住木技発18第105号	改正 平成18年 6月27日 住木技発18第105号
改正 平成18年11月21日 住木技発18第303号	改正 平成18年11月21日 住木技発18第303号
改正 平成19年 5月17日 住木技発19第146号	改正 平成19年 5月17日 住木技発19第146号
改正 平成19年 6月11日 住木技発19第176号	改正 平成19年 6月11日 住木技発19第176号
改正 平成21年 5月15日 住木技発21第294号	改正 平成21年 5月15日 住木技発21第294号
改正 平成21年12月14日 住木技発21第537号	改正 平成21年12月14日 住木技発21第537号
改正 平成24年10月15日 住木認発24第111号	改正 平成24年10月15日 住木認発24第111号

改正 平成25年 4月16日 住木認発25第 38号
 改正 平成26年 2月28日 住木認発26第 14号
 改正 平成27年 6月 4日 住木認発27第 83号
 改正 平成30年 6月25日 住木認発30第103号

別表1 認証手数料(税別)

記号	対象品目名称	仕様	新規手数料	更新手数料
A-1~ N-2(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
P-1	防腐・防蟻処理直交集成板	品質性能試験及び検査 を実施する試験体厚さ が150mm未満	440,300円	390,300円
		品質性能試験及び検査 を実施する試験体厚さ が150mm以上174mm未満	494,800円	444,800円
X-1(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

1~5 (略)

別表2 変更手数料(税別)
(略)

改正 平成25年 4月16日 住木認発25第 38号
 改正 平成26年 2月28日 住木認発26第 14号
 改正 平成27年 6月 4日 住木認発27第 83号

別表1 認証手数料(税別)

記号	対象品目名称	仕様	新規手数料	更新手数料
A-1~ N-2(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)
X-1(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

1~5 (略)

別表2 変更手数料(税別)
(略)